

岐阜県公報

第千八百九十四号
平成十九年十一月六日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
解除予定保安林とする旨の通知
道路の供用開始

(治山課) 七八一
(同) 七八二
(道路維持課) 七八三

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
平成十九年度採石業務管理者試験合格者
土地改良事業の施行同意

(環境生活政策課) 七八四
(産業政策課) 七八四
(農地計画課) 七八四

告示

岐阜県告示第六百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市土岐町字笹山五八六二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字笹山五八六二の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第六百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

中津川市蛭川字烏沢四九二一の五（次の図に示す部分に限る。）、四九二一の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

中津川市蛭川字烏沢四九二一の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

郡上市大和町万場字下前平二九七〇の七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

郡上市大和町万場字下前平二九六九の二、二九七〇の三から二九七〇の七まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

て縦覧に供する。

岐阜県告示第六百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除に係る保安林の所在場所

郡上市大和町万場字下前平二九七〇の三から二九七〇の六まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
-------	-----	---	---	----------	---------	--------------------

一般国道 四百七十七号 郡上市八幡町初納字野垣二二四番一地先地内

四・〇

平成一九二・六

平成二七・二一八

岐阜県告示第六百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
一般国道	二百五十七号	下呂市馬瀬川上字上ヶ洞一八四番二四地先から	同市同 字パンバセ五二四番二地先まで	二〇二〇・〇	平成一九二・六	平成二七・九七 平成一九二・三〇

岐阜県告示第六百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(決定又は変更の告知年月日ほか)
高上宝線	高山市丹生川町折敷地字西田二八九四番一地从先から	同市同町同字西田牛垣内二五二八番九地先まで	二二四・〇	平成一九・二・六	平成一九・六・一

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山と水のすばる99
- 三 代表者の氏名 近藤 謙次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市八代三丁目八番四号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、全ての日本人及び在日外国人に対して、近代的な生活環境で健康且つ快適な空間を享受する為、情報伝達啓蒙活動を展開し、健康及び環境並びに街づくり

に関して、人々の健康の保護支援及び生活環境の保全並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。

平成十九年度採石業務管理者試験合格者

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成十九年度採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

- 受験番号 受験番号
- 一〇 二一〇
- 三四 四三
- 五三 六二
- 七二

以上七名

土地改良事業の施行同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成十九年十一月六日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
下呂市	上花洞地区	平成一九・一〇・三〇

平成十九年十一月六日印刷
平成十九年十一月六日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一號
発行所 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)